

川口市野球連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、川口市野球連盟（以下、「本連盟」という。）と称する。

第2条 本連盟は、事務所を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、川口市における野球競技団体を統轄し、且つ代表するもので、団体相互の緊密なる連絡のもとに、健全なるアマチュア野球の普及発展と併せて市民体育の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種野球大会の開催
2. 審判講習会の開催
3. 野球の普及奨励並びに指導助言
4. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本連盟は、職業野球競技者及び学生、生徒を除いたアマチュアで、本連盟の目的に賛同する者をもって組織する。なお、学生、生徒は、その所属する学校等において、同好会等正式な位置づけにない組織に属する場合はこの限りでない。

第6条 本連盟は、本部及び支部を設置する。なお、支部は、北西、鳩ヶ谷の2支部とし、必要に応じ規約を定めるものとする。

第4章 会 員

第7条 本連盟に加盟しようとするものは、次に掲げる事項を具備し、規定の登録料に申込書を添えて申請しなければならない。

1. 市内にある官公庁、銀行、会社、商店、工場等で同一職場に勤務する監督以下20名以内の者で編成するチーム。
2. 市内に在住、在勤する監督以下20名以内の者で編成したクラブ、地域チーム。
3. 市内に在住、在勤する個人（以下、「特別会員」という。）。

第8条 本連盟の登録は、毎年更新する。

第5章 役員

第9条 本連盟は、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副 理 事 長	若干名
常 務 理 事	若干名
審 判 部 長	1名
副 審 判 部 長	若干名
理 事	若干名
評 議 員	若干名
会 計	3名
会 計 監 査	2名

第10条 会長は、総会で推挙し、副会長は会長が指名する。

会長は、本連盟を代表し会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときその職務を代理する。

第11条 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選出する。

理事長は、会務を執行統括する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときにはその職務を代理する。

常務理事は、理事長並びに副理事長を補佐し、会務を執行する。

第12条 理事は、次の方法で選出する。

1. 各支部から5名とする。なお、会長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2. 野球に経験ある者のうちから、会長が委任する。

理事は、会議を常理する。

第13条 評議員は、次の方法で選出する。

1. 各支部から10名以内とする。なお、会長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2. 野球に経験ある者のうちから、会長が委任する。

評議員は、選出支部を代表して、本連盟の重要事項を審議する。

第14条 会計は、理事会の承認を経て、会長が委任する。

会計は、会務に従事し、会計事務を司る。

第15条 会計監査は、理事会の承認を経て、会長が委任する。

会計監査は、会計を監査する。

第16条 役員任期は、2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

支部から選出された役員が、その所属支部を離れたときは、おのずと本連

盟の役員たることを失格する。

第17条 本連盟は、名誉会長、顧問、相談役、参与を置くことができる。

第6章 会 議

第18条 本連盟の会議は、総会、理事会及び常務理事会並びに代表者会議とする。

第19条 総会は、本連盟の役員、各支部の役員で構成する。

総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集してその議長となり、次の項目を審議する。

1. 予算及び事業計画に関すること。
2. 決算及び事業報告に関すること。
3. 役員に関すること。
4. 規約に関すること。
5. その他、重要事項に関すること。

第20条 総会は、役員の半数以上出席しなければ開会することができない。

第21条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第22条 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

理事会は、本規約で規定した事項及び総会で委任された事項を審議、執行する。なお、会長、副会長、会計、会計監査は、出席できるものとする。

第23条 理事会は、理事の半数以上出席しなければ開会することができない。

第24条 理事会は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第25条 常務理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

常務理事会は、本規約で規定した事項及び総会で委任された事項を審議、執行する。なお、会長、副会長、会計は、出席できるものとする。

第26条 常務理事会は、理事の半数以上出席しなければ開会することができない。

第27条 常務理事会は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第28条 代表者会議は、別に定めるものとする。

第7章 会 計

第29条 本連盟は、別に定める規定により、チーム又は特別会員にあっては登録料、支部にあっては分担金を徴収する。

第30条 本連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

登録料、分担金、補助金、寄付金、その他とする。

第31条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第32条 本連盟は、次の帳簿を常置するものとし、5カ年保存をする。

金銭支出納簿、会費徴収簿、役員名簿及び所属団体名簿、寄付目録。

第8章 専門部会及び事務局

- 第33条 本連盟の事業を遂行するため、専門部会を置くことができる。
- 第34条 専門部会の委員及び構成、その他必要な事項は、常務理事会において別に定める。
- 第35条 本連盟に事務局を置くことができる。事務局に関する事項は、別に定める。

第9章 規 律

- 第36条 チーム及びその構成員は、支部又はチームに重複して加入することはできない。
- 第37条 会員は、本連盟及び支部の主催及び後援又は公認の野球大会でなければ出場することができない。
- 第38条 会員は、本規約並びに附属する規定に違反することはできない。
- 第39条 会員が前条に違反したときは、理事会において、除名又は大会への出場停止等の処分をすることができる。

第10章 附 則

- 第40条 本連盟の規約の施行について必要な事項の細則は、理事会が別に定める。
- 第41条 本連盟の規約改正は、理事会の同意を経て総会で決する。
- 第42条 本連盟は、埼玉県野球連盟、公益財団法人川口市スポーツ協会に加盟する。
- 第43条 本規約は、昭和44年1月1日から施行する。
- 第44条 本規約は、昭和51年1月1日に改定する。
- 第45条 本規約は、平成17年2月19日に改正する。
- 第46条 本規約は、平成18年2月18日に改正する。
- 第47条 本規約は、平成25年2月17日に改正する。
- 第48条 本規約は、令和2年2月15日に改正する。

◎ 大 会 規 律

大会に対して不正を行いたるチームには、次の措置を行う。

1. 試合中発見された場合は、相手チームの勝利とする。
2. 試合終了後発見された場合は、次の相手に勝利を与える。
3. 決勝終了後発見された場合は、準優勝チームを優勝とする。
ただし、個々の選手の不正は、チームの責任とする。